資料1

# 広域連携検討会の取組について （令和元年度の取組）

R01.07.31

| 取組 | 目　的 | ～H30度 | R01度（H31度） 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | R02度 | R03度 | R04度～ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水道事業広域連携検討会 | (H28.2総務省通知)「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」<br>記　1.（1）…市町村等の水道事業の広域連携について検討を行うため、都道府県及び都道府県内の全ての市町村等をもって構成すること… | 水道事業広域連携検討会準備会開催（H30.7）<br>水道事業広域連携検討会設立（H31.1）<br>報告 | 内容説明 | 検討会開催（7/31）<br>自治体、事業体訪問<br>※7月中に一巡。今後も継続。 | 検討会地域部会開催<br>情報提供 | 検討会開催<br>報告 | 継続的な広域連携の検討（検討会の継続開催）<br>継続的な自治体、事業体訪問 | 広域的連携等推進協議会設立検討（水道法第5条の４） | |
| 水道広域化推進プラン、水道基盤強化計画 | ・(H31.1総務省・厚労省通知)「水道広域化推進プランの策定について」<br>記　1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方<br>(1)…当面の具体的取組の内容やスケジュール等について定める…広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で策定すること…<br>・(改正水道法第5条の3)都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画を定めることができる。 | 決算統計を元に、県全体の水道事業の収支見通しを推計<br>水道法改正（H30年12月）<br>水道法改正により水道施設台帳の整備が義務化 | 水道事業広域連携等シミュレーション<br>現状把握・事業体の協力を得てデータ収集、整理<br>将来推計・データから将来の収支を推計<br>シミュレーション・広域連携のパターンごとに複数の類型で連携の効果を数値化<br>検討内容を共有、意見交換 | | | | シミュレーションの深化<br>・効果的な連携方策の深掘り<br>・みやぎ型との連携方法検討 | R04までに水道広域化推進プラン策定<br>水道基盤強化計画策定 | |
| 上工下水一体官民連携運営 | ・経営基盤の強化を図り持続可能な水道経営を確立していくため，県がこれまでどおり水道事業者として最終責任を持ちながら，事業全体の運営を担い，上水道・工業用水道・下水道の水道3事業を一体化し「民の力を最大限活用」した官民連携による上工下水一体官民連携運営，いわゆる「みやぎ型管理運営方式」の導入を図るもの。<br>・運営権者が、市町村等が行う水道及び下水道事業に関わる業務等の受託も可能となるよう検討する。 | ○導入可能性調査（H29）<br>○資産(DD)調査（H29）<br>○調査結果の公表　等 | ○PFI法に基づく運営権設定に向けた手続<br>・実施方針条例の制定（R01.11）<br>・実施方針の策定（R01.11）<br>・募集要項・要求水準書（案）公表（R02.03） | | ○事業者公募・決定<br>・民間事業者募集<br>・審査<br>・優先交渉権者選定 | ○運営開始に向けた作業<br>・運営権設定<br>・実施契約締結 | みやぎ型管理運営方式と市町村事業との連携について検討<br>R03度中に事業開始 | | |

○現地見学会　○シンポジウム　○市町村向け現状報告会　○出前講座　など

公共施設等運営権設定支援業務